

## 年末調整の準備について

本年も年末調整を行う時期となりました。

『年末調整』の準備ため、給与所得者全員につきまして下記の書類が必要になります。

### <保険料控除証明書>

**生命保険料** :年間掛金最高 10 万円まで (控除証明書が必要)

**個人年金保険料**:年間掛金最高 10 万円まで (控除証明書が必要)

**地震保険料**:旧長期損害保険 1 万 5 千円・地震保険最高 5 万円まで (控除証明書が必要)

**社会保険料** :給料より控除以外のもの (本人が直接支払った国民年金・国民健康保険の保険料など 証明書 (国民年金) が必要となります。)

**小規模企業共済等掛金**:証明書が必要

### <住宅借入金等特別控除申告書>

税務署より郵送の証明書が必要

金融機関等の証明書が必要 (借入金残高証明書等)

### <各種控除の申出書>

**配偶者控除** :年間給料 1,030,000 円以下の方は控除が受けられます

**配偶者特別控除** :年間給料 1,410,000 円未満の方は申し出てください

**老人控除対象配偶者**:昭和 15 年 1 月 1 日以前に生まれた方は割増控除が受けられます

**扶養控除** :年間給料 1,030,000 円以下の方は控除が受けられます

**特定扶養親族** :昭和 62 年 1 月 2 日から平成 6 年 1 月 1 日までの間に生まれた人

**老人扶養親族** :昭和 15 年 1 月 1 日以前に生まれた人

同居している老人扶養親族のある方は申し出てください

同居している特別障害者のある方は申し出てください

本人・被扶養者とも適用があります

**障害者控除** :本人・被扶養者とも適用があります

**寡婦控除(本人)**:年間給料 1,030,000 円以下の子がある方は申し出てください

**寡夫控除(本人)**:年間給料 1,030,000 円以下の子がある方は申し出てください

**勤労学生控除(本人)**:年間給料 1,300,000 円以下の人 (学校等の証明書が必要)

### <中途就職者の方 (新規学卒者を除く)>

前職分源泉徴収票 (平成 21 年分) が必要